



次に、報告事項1「狛江市債権管理条例に基づく債権放棄について」を報告してください。

部長 令和5年3月31日付けで狛江市債権管理条例第7条第1号に該当する児童手当等弁償金について債権放棄を行いました。債権放棄の状況については、債権管理条例第8条の規定に基づき、議会に報告します。

市長 続いて、報告事項2「令和4年度決算審査の日程について」を報告してください。

部長 日程は、7月13日、14日、19日、20日、21日の5日間、24日を予備日として実施します。各課の審査順序について、公務の都合により順番等の変更が必要な場合は、部内で調整し、監査委員事務局に連絡をお願いします。また、決算審査の講評については、8月17日午前9時30分から特別会議室にて行う予定です。講評には、市長、副市長、教育長、会計管理者、各部長、議会事務局長、財政課長の出席をお願いします。

市長 続いて、報告事項3「歩行者利便増進道路の指定等について」を報告してください。

部長 狛江駅周辺の賑わい創出に向けて、警視庁との調整を進めてきた駅前の市道区間について、東京都公安委員会の意見聴取が完了し、4月11日付けで歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）の指定と告示を行いました。今回、ほこみちとして指定したのは、エコルマ1と小田急マルシェの間を通る市道236号線、北口交通広場のある市道3号線、狛江駅改札正面の市道237号線、及び北口交通広場から泉の森会館に向かって下る市道238号線の4路線で、4月11日に道路法の規定による告示を行い、併せて5月11日まで、30日間の縦覧を道路交通課窓口にて行っています。

なお、ほこみちとして指定した区間については、バリアフリーに配慮した道路整備と並行して、所轄の警察署との協議を行い、それが整った後、利便増進誘導区域の指定を行うこととなります。そして、利便増進誘導区域の指定の後に、ほこみち制度に基づく道路占用がされ、そこから賑わいを目的とした道路空間の利用が開始されることとなります。そのため、令和5年度に道路改修を行う市道236号線及び市道237号線については令和6年春の利用開始、令和6年度に道路改修を行う予定の市道3号線及び市道238号線については、令和7年度の利用開始を予定しています。

部長 補足として、今回、ほこみちとして指定した4路線については、令和5年3月に策定した狛江駅周辺エリア道路利活用基本方針により、道路工事及び利便増進誘導区域の指定後は、令和5年度中の立ち上げを予定している地域まちづくり法人が一次占用するとして調整を進めています。本内容も含め、令和6年度以降の地域まちづくり法人の体制やエリアマネジメントの運用

等については、引き続き未来戦略室で検討していきます。

市 長 市道 3 号線の駐車スペースについてはどうなりますか。

部 長 現状のままの予定です。

市 長 市道 236 号線は歩行者専用にするということですか。

部 長 基本的には歩行者占有ですが、緊急時車両のみ侵入可能とします。詳細の設計については今後検討していきます。

市 長 続いて、報告事項 4「初当選議員研修会における説明等について」を報告してください。

部 長 市議会議員の改選に伴い、5 月 19 日午前 9 時から初当選議員に対して研修会を開催します。研修会では、別紙 1 のとおり各部の説明に 30 分の時間をとっているため、各部における所管事務の説明をお願いします。また、研修会資料として、別紙 2 の「市政関係計画一覧」と主な計画をデータで配付します。一覧は平成 31 年度改選時のものです。確認・適宜修正をしていただき、議員さんにお渡しする計画を選定した上で、更新をかけた一覧表を 5 月 10 日までに提出してください。庁議終了後に事務連絡を発出します。

市 長 部課長挨拶はどのタイミングで行いますか。

部 長 常任委員会冒頭に合わせて行い、委員会においても実施予定です。

市 長 その他ありますか。

部 長 東和泉 3・4 丁目町会の設立についてです。4 月 9 日に東和泉 3・4 丁目町会が設立されました。区域は、東和泉 3 丁目 14 番のパーク・ハイム狛江を除く東和泉 3 丁目 4 丁目の全域で、加入世帯数は 4 月 12 日現在で 53 世帯です。今後、町会・自治会を対象とした事業の実施や情報提供等を行う際には対象に加えてください。

市 長 現在の町会・自治会の団体数はどれくらいですか。

部 長 32 団体です。

市 長 町会空白地域はどこですか。

部 長 東和泉 2 丁目、和泉本町 3・4 丁目周辺ですが、いずれも動きはある状態です。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、4 月 25 日午前 9 時 00 分から開催します。